

光ディスク等による給与支払報告書の提出についての案内

(C D ・ D V D)

令和 8 年度版



千葉市

令和7年10月改訂

毎年1月末日までに提出していただく給与支払報告書は、光ディスク等により提出することができます。

この案内書では、光ディスク等により給与支払報告書を提出するために必要な手続き等について説明しております。

令和5年度までは、給与支払報告書を光ディスク等により提出していただいた場合に、市・県民税特別徴収税額通知書（書面）と併せて、特別徴収税額及び月割額等（電子データ）を光ディスク等により通知しておりましたが、令和3年度税制改正により、令和6年度以降、光ディスク等による電子データの通知は終了することになりました。

光ディスク等による電子データの通知は終了となります。従来どおり、給与支払報告書を光ディスク等により提出いただくことは引き続き可能です。市・県民税特別徴収税額通知書は書面のみで通知となります。また、電子データでの通知を希望する場合は、e L T A X（地方税ポータルシステム）で提出をお願いいたします。

平成29年度より、個人別明細書への個人番号の記載も義務付けられ、また、e L T A Xにおいて源泉徴収票と給与支払報告書の提出の一元化も行われたところです。令和6年度より、新たに特別徴収税額通知（納税義務者用）についても、電子データで通知が可能となりましたので、給与支払報告書のe L T A Xでのご提出を是非ご検討ください。

e L T A Xの詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

(e L T A Xのホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>)

所在地 〒261-8582

千葉市美浜区真砂5丁目15番1号

担当 (美浜区役所内) 千葉市西部市税事務所 市民税課

電話番号 043-270-3140 (直通)

F A X 043-270-3227

目 次

<給与支払報告書を光ディスク等により提出する場合の手続き>

- 1 光ディスク等の作成について
- 2 テストデータの作成及び提出
- 3 光ディスク等による給与支払報告書の提出

別紙 1

- 1 光ディスク等の規格
- 2 ファイルの仕様
- 3 レコードの内容

別紙 2

- 1 レコード内容及び記載要領
- 2 各項目の記録に当たっての留意事項
- 3 光ディスク等の提出に当たっての留意事項

<給与支払報告書を光ディスク等により提出する場合の手続き>

1 光ディスク等の作成について

給与支払報告書を光ディスク等により提出していただく場合は、別紙1・別紙2に基づいて作成した光ディスク等を提出していただくことになります。

貴社のシステムから光ディスク等の作成が可能かどうかご検討ください。

2 テストデータの作成及び提出

貴社で作成した給与支払報告書データのテストを希望される場合は、別紙1及び別紙2に基づいて作成したテストデータをご提出ください。

3 光ディスク等による給与支払報告書の提出

光ディスク等により給与支払報告書を提出していただく際の注意事項は下記のとおりです。

- (1) 「光ディスク等の規格等」(別紙1・別紙2)に基づいて作成した光ディスク等を1本提出してください。画面による給与支払報告書の提出は不要です。
※副本のご提出は不要です。
- (2) 提出期限は2月2日です。
- (3) 提出先は、当ご案内に記載されている担当宛にお願いいたします。
- (4) 光ディスク等の費用は特別徴収義務者の負担とします。
- (5) すでに提出済みの光ディスク等のデータについて、追加、訂正及び取消がある場合については、画面により提出してください。
- (6) 提出することができる光ディスク等の種類は、CD、DVDとされています。

別紙1

1 光ディスク等の規格

提出することができる光ディスク等の種類は、次に掲げるものとされています。

種類	C D	D V D
サイズ	1 2 c m	1 2 c m
規格	C D - R	D V D - R
記憶容量	6 5 0 M B	片面 4 . 7 G B
フォーマット	ISO9660(Level2)/Joliet※	
ファイル形式	C S V(カンマ区切形式)	
記録コード	シフト J I S	
漢字水準	J I S 第1水準及び第2水準	

※書き込みは、ディスクアットワنس（シングルセッション）方式とする。

2 ファイルの仕様

ファイル名は、「315dat**.txt」と記録する。

なお、ファイル名の一部にある「**」には、ファイル数により、「01」～「99」を記録する。

(例) 2枚のC Dに分けて提出する場合

- ・1枚目のC Dに格納する場合・・・「315dat01.txt」
- ・2枚目のC Dに格納する場合・・・「315dat02.txt」

3 レコードの内容

レコードの内容は、「別紙2」のとおりとする。

別紙2

1 レコード内容及び記載要領

項目番号	項目名	入力文字基準		記録要領	
1	法定資料の種類	半角	3 文字	「315」を記録する。	
2	整理番号 1	半角	10 文字	税務署から連絡されている「整理番号 1 (10 衔の数字)」を記録する (記録を省略しても差し支えない。)。	
3	本支店等区分番号	半角	5 文字以内	税務署に連絡した本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号 (一連番号、支店番号等) を記録する。	
4	提出義務者の住所 (居所) 又は所在地	全角	60 文字以内	提出義務者の住所 (居所) 又は所在地を記録する。	
5	提出義務者の氏名又は名称	全角	30 文字以内	提出義務者の氏名又は名称を記録する。	
6	提出義務者の電話番号	半角	15 文字以内	提出義務者の電話番号を記録する。 (例) 「03-1234-5678」、「03(1234)5678」	
7	整理番号 2	半角	13 文字	税務署から連絡されている「整理番号 2 (13 衔の数字)」を記録する (記録を省略しても差し支えない。)。	
8	提出者の住所 (居所) 又は所在地	全角	60 文字以内	記録を省略する。	
9	提出者の氏名又は名称	全角	30 文字以内	記録を省略する。	
10	訂正表示	半角	1 文字	提出済みの誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	
11	年分	半角	2 文字	支払の確定した年を和暦で記録する。 なお、元年～9 年については、前ゼロを付加して「01」～「09」と記録する。	
12	支 払 を 受 け る 者	住所又は居所	全角	60 文字以内	支払を受ける者の住所又は居所を記録する。
13		国外住所表示	半角	1 文字	支払を受ける場合の住所又は居所が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録する。
14		氏名	全角	30 文字以内	支払を受ける者の氏名を記録する。
15		役職名	全角	15 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
16	種別	全角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
17	支払金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注) 未払金額を含む。	
18	未払金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	

項目番	項目名	入力文字基準		記録要領	
19	給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
20	所得控除の額の合計額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
21	源泉徴収税額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注) 未徴収税額を含む。	
22	未徴収税額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
23	(源泉) 控除対象配偶者の有無	半角	1 文字	書面による場合の記載に準じて記録する。 主たる給与等において、控除対象配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）を有する場合には「1」、それ以外の場合には「2」を記録する。 また、従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有する場合には「3」、それ以外の場合には「4」を記録する。	
24	老人控除対象配偶者	半角	1 文字	老人控除対象配偶者を有する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	
25	配偶者（特別）控除の額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
26	控除対象扶養親族等の数	特定	主 半角	2 文字以内	控除対象扶養親族等の数を特定、老人、その他の区分及び主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。
27		従 半角		2 文字以内	
28		老人	主 半角	2 文字以内	
29			上の内訳 半角	2 文字以内	
30			従 半角	2 文字以内	
31		その他	主 半角	2 文字以内	
32			従 半角	2 文字以内	
33	障害者の数	特別障害者	半角	2 文字以内	障害者の数を特別障害者と他の障害者の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。
34		上の内訳	半角	2 文字以内	
35		その他	半角	2 文字以内	
36	社会保険料等の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
37	上の内訳	半角	10 文字以内	社会保険料等の金額の内訳を書面による場合の記載に準じて記録する。	
38	生命保険料の控除額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	

項目番	項目名		入力文字基準		記録要領
39	地震保険料の控除額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
40	住宅借入金等特別控除等の額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
41	旧個人年金保険料の金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
42	配偶者の合計所得		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
43	旧長期損害保険料の金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
44	受給者の生年月日	元号	半角	1 文字	受給者の生年月日の元号、年、月及び日を記録する。この場合、元号については、昭和は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、令和は「5」、その他は「9」を記録し、また「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。 (例)「令和元年9月30日 → 5,01,09,30」
45		年	半角	2 文字	
46		月	半角	2 文字	
47		日	半角	2 文字	
48	夫あり		半角	1 文字	記録を省略する。
49	未成年者		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
50	乙欄適用		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
51	本人が	特別障害者	半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
52		その他の障害者	半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
53	老年者		半角	1 文字	記録を省略する。
54	寡婦		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
55	寡夫		半角	1 文字	記録しないでください。
56	勤労学生		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
57	死亡退職		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
58	災害者		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
59	外国人		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
60	中途就・ 退職	中途就職・退職の区分	半角	1 文字	中途就・退職の区分及びその年月日を記録する。この場合、中途就・退職の区分は、中途就職の場合には「1」、中途退職の場合には「2」、それ以外の場合には「0」を記録する。
61	年		半角	2 文字	

項目番	項目名	入力文字基準		記録要領
62	月	半角	2 文字	また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で 2 衢を使用し、1 衢の場合は前ゼロを付加して記録する（「年」については和暦とする。）。 （例）「令和 7 年 4 月 30 日 → 07, 04, 30」
63		半角	2 文字	
64	他の支払者	住所（居所）又は所在地	全角 60 文字以内	他の支払者の住所（居所）又は所在地を記録する。
65		国外住所表示	半角 1 文字	他の支払者の住所（居所）又は所在地が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録する。
66		氏名又は名称	全角 30 文字以内	他の支払者の氏名又は名称を記録する。
67		給与等の金額	半角 10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
68		徴収した金額	半角 10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
69		控除した社会保険料の金額	半角 10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
70	災害者に係る徴収猶予税額	半角 10 文字以内		書面による場合の記載に準じて記録する。
71	他の支払者のもとを退職した年月日	年 半角	2 文字	書面による場合の記載に準じて記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で 2 衢を使用し、1 衢の場合は前ゼロを付加して記録する。（「年」については和暦とする。） （例）「令和 7 年 4 月 30 日 → 07, 04, 30」
72		月 半角	2 文字	
73		日 半角	2 文字	
74	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日 (1回目)	年 半角	2 文字	年末調整の際に所得税における住宅借入金等特別控除（以下「住借控除」という。）の適用を受ける場合、その適用に係る家屋への居住開始年月日を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で 2 衢を使用し、1 衢の場合は前ゼロを付加して記録する。（「年」については和暦とする。） （例）「令和 3 年 9 月 30 日 → 03, 09, 30」
75		月 半角	2 文字	
76		日 半角	2 文字	
77	住宅借入金等特別控除適用数	半角 1 文字		年末調整の際に所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該控除の適用数を記録する。 （例）租税特別措置法第 41 条第 1 項と同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項の適用を受ける場合には「2」を記録する。
78	住宅借入金等特別控除可能額	半角 10 文字以内		書面による場合の記載に準じて記録する。

項目番	項目名	入力文字基準	記録要領
79	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	半角 2 文字	<p>住宅の新築・購入又は増改築の区分により、次の番号を記録する。</p> <p>租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録する。</p> <p>なお、租税特別措置法第 41 条第 5 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 18 項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項又は第 8 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第 41 条第 16 項に規定する特別特定取得に該当する場合（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条第 5 項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第 6 条の 2 第 2 項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。）で、同法同条第 15 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第 18 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条の 2 に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録する。</p> <p>おつて、租税特別措置法第 41 条第 20 項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第 21 項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録する。</p> <p>なお、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1 回目の所得税における住借控除の適用について記録する。</p>

項目番	項目名	入力文字基準		記録要領
80	住宅借入金等の額（1回目）	半角 8 文字以内		<p>租税特別措置法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項又は第 8 項に規定にする増改築等住宅借入金等の金額を記録する。</p> <p>また、住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1 回目の所得税における住借控除の適用について、租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 10 項、第 15 項若しくは第 18 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項若しくは第 8 項に規定する(特定増改築等)住宅借入金等の金額を記録する。</p>
81	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日（2回目）	年 半角	2 文字	<p>住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を記録する。</p> <p>また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で 2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する。（「年」については和暦とする。）。</p> <p>(例) 「令和 3 年 9 月 30 日 → 03, 09, 30」</p>
82		月 半角	2 文字	
83		日 半角	2 文字	

項目番	項目名	入力文字基準	記録要領
84	住宅借入金等特別控除区分（2回目）	半角 2文字	<p>住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について、次の番号を記録する。</p> <p>租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。</p> <p>なお、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第41条第16項に規定する特別特定取得に該当する場合（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。）で、同法同条第15項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第18項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条の2に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再所得の場合の特別控除は「34」を記録する。</p> <p>おつて、租税特別措置法第41条第20項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第21項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録する。</p>

項目番	項目名	入力文字基準		記録要領
85	住宅借入金等の額（2回目）	半角	8 文字以内	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について租税特別措置法第41条第1項、第10項、第15項若しくは第18項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項の規定により所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。

項目番	項目名	入力文字基準	記録要領
86	摘要	全角 300 文字以内	<p>書面による場合の記載に準じて記録する。</p> <p>住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合には、3回目以降の新築・購入又は増改築の区分を「住借区分（何回目）××」、所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除居住年月日（何回目）××年××月××日」、住宅借入金等の額を「住借額（何回目）×××円」と記録する。</p> <p>退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族若しくは特定親族がいる場合には、その者の氏名、配偶者である場合は「退配」又は扶養親族である場合は「退扶」、若しくは特定親族である場合は「退特」、生年月日（「元号」について）明治「1」、大正「2」、昭和「3」、平成「4」、令和「5」を記録し、「年」、「月」及び「日」については、2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを附加して記録する。）、住所（同居の場合には「同」、別居の場合には「別」を記録する。）、障害者である場合は「普」又は特別障害者である場合は「特」、配偶者若しくは特定親族が非居住者である場合又は扶養親族が30歳未満又は70歳以上の非居住者である場合は「1」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で留学生である場合は「2」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で障害者である場合は「3」、扶養親族が30歳以上70歳未満</p>

項目番	項目名	入力文字基準		記録要領
				の非居住者で生活費等に充てるための支払を38万円以上受けている者である場合は「4」、又は国内居住者である場合は「0」、合計所得金額の見積額を記録する。納税者が寡婦又はひとり親に該当しない場合は「0」、寡婦（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）に該当する場合は「1」又はひとり親（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）に該当する場合は「2」を記録する。
87	新生命保険料の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
88	旧生命保険料の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
89	介護医療保険料の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
90	新個人年金保険料の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
91	16歳未満扶養親族の数	半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する
92	国民年金保険料等の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
93	非居住者である親族の数	半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
94	提出義務者の個人番号 又は法人番号	半角	13 文字以内	提出義務者の個人番号（12桁の数字）又は法人番号（13桁の数字）を記録する。
95	支払を受ける者の個人番号	半角	12 文字	支払を受ける者の個人番号（12桁の数字）を記録する。
96	(源泉・特別) 控除対象配偶者	フリガナ	全角 30 文字以内	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）の氏名のフリガナを記載する。
97		氏名	全角 30 文字以内	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）の氏名を記載する。

項目番	項目名	入力文字基準		記録要領
98	区分	半角	2 文字	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
99	個人番号	半角	12 文字	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）の個人番号（12桁の数字）を記録する。
100	控除対象扶養親族等(1)	フリガナ	全角 30 文字以内	控除対象扶養親族等(1)の氏名のフリガナを記録する。
101		氏名	全角 30 文字以内	控除対象扶養親族等(1)の氏名を記録する。

項目番	項目名	入力文字基準		記録要領																																										
				控除対象扶養親族等(1)が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。																																										
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>控除対象扶養親族の分類</th><th>区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者</td><td>00</td></tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上</td><td>01</td></tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者</td><td>02</td></tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者</td><td>03</td></tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者</td><td>04</td></tr> </tbody> </table>				控除対象扶養親族の分類	区分	居住者	00	非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上	01	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	02	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者	03	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者	04																											
控除対象扶養親族の分類	区分																																													
居住者	00																																													
非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上	01																																													
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	02																																													
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者	03																																													
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者	04																																													
102	区分	半角 2 文字		また、控除対象扶養親族等(1)が特定親族（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象親族で合計所得金額又はその見積額が 58 万円超 100 万円以下の者）の場合は、各人別の合計所得金額又はその見積額に応じて下表のとおり区分を記録する。																																										
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額又はその見積額</th><th>区分 (特定親族が居住者)</th><th>区分 (特定親族が非居住者)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58 万円超</td><td>85 万円以下</td><td>10</td><td>11</td></tr> <tr> <td>85 万円超</td><td>90 万円以下</td><td>20</td><td>21</td></tr> <tr> <td>90 万円超</td><td>95 万円以下</td><td>30</td><td>31</td></tr> <tr> <td>95 万円超</td><td>100 万円以下</td><td>40</td><td>41</td></tr> <tr> <td>100 万円超</td><td>105 万円以下</td><td>50</td><td>51</td></tr> <tr> <td>105 万円超</td><td>110 万円以下</td><td>60</td><td>61</td></tr> <tr> <td>110 万円超</td><td>115 万円以下</td><td>70</td><td>71</td></tr> <tr> <td>115 万円超</td><td>120 万円以下</td><td>80</td><td>81</td></tr> <tr> <td>120 万円超</td><td>123 万円以下</td><td>90</td><td>91</td></tr> </tbody> </table>				合計所得金額又はその見積額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	58 万円超	85 万円以下	10	11	85 万円超	90 万円以下	20	21	90 万円超	95 万円以下	30	31	95 万円超	100 万円以下	40	41	100 万円超	105 万円以下	50	51	105 万円超	110 万円以下	60	61	110 万円超	115 万円以下	70	71	115 万円超	120 万円以下	80	81	120 万円超	123 万円以下	90	91
合計所得金額又はその見積額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)																																												
58 万円超	85 万円以下	10	11																																											
85 万円超	90 万円以下	20	21																																											
90 万円超	95 万円以下	30	31																																											
95 万円超	100 万円以下	40	41																																											
100 万円超	105 万円以下	50	51																																											
105 万円超	110 万円以下	60	61																																											
110 万円超	115 万円以下	70	71																																											
115 万円超	120 万円以下	80	81																																											
120 万円超	123 万円以下	90	91																																											
103	個人番号	半角 12 文字		控除対象扶養親族等(1)の個人番号（12 桁の数字）を記録する。																																										
104	控除対象扶養親族等(2)	フリガナ 全角 30 文字以内		控除対象扶養親族等(2)の氏名のフリガナを記録する。																																										
105		氏名 全角 30 文字以内		控除対象扶養親族等(2)の氏名を記録する。																																										

項目番	項目名	入力文字基準		記録要領																																																							
106	区分	半角 2 文字		<p>控除対象扶養親族等(2)が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>控除対象扶養親族の分類</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者</td> <td>00</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上</td> <td>01</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者</td> <td>02</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者</td> <td>03</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者</td> <td>04</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、控除対象扶養親族等(2)が特定親族（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象親族で合計所得金額又はその見積額が 58 万円超 100 万円以下の者）の場合は、各人別の合計所得金額又はその見積額に応じて下表のとおり区分を記録する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額又はその見積額</th> <th>区分 (特定親族が居住者)</th> <th>区分 (特定親族が非居住者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58 万円超</td> <td>85 万円以下</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>85 万円超</td> <td>90 万円以下</td> <td>20</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>90 万円超</td> <td>95 万円以下</td> <td>30</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>95 万円超</td> <td>100 万円以下</td> <td>40</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>100 万円超</td> <td>105 万円以下</td> <td>50</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>105 万円超</td> <td>110 万円以下</td> <td>60</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>110 万円超</td> <td>115 万円以下</td> <td>70</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>115 万円超</td> <td>120 万円以下</td> <td>80</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>120 万円超</td> <td>123 万円以下</td> <td>90</td> <td>91</td> </tr> </tbody> </table>	控除対象扶養親族の分類	区分	居住者	00	非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上	01	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	02	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者	03	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者	04	合計所得金額又はその見積額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	58 万円超	85 万円以下	10	11	85 万円超	90 万円以下	20	21	90 万円超	95 万円以下	30	31	95 万円超	100 万円以下	40	41	100 万円超	105 万円以下	50	51	105 万円超	110 万円以下	60	61	110 万円超	115 万円以下	70	71	115 万円超	120 万円以下	80	81	120 万円超	123 万円以下	90	91				
控除対象扶養親族の分類	区分																																																										
居住者	00																																																										
非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上	01																																																										
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	02																																																										
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者	03																																																										
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者	04																																																										
合計所得金額又はその見積額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)																																																									
58 万円超	85 万円以下	10	11																																																								
85 万円超	90 万円以下	20	21																																																								
90 万円超	95 万円以下	30	31																																																								
95 万円超	100 万円以下	40	41																																																								
100 万円超	105 万円以下	50	51																																																								
105 万円超	110 万円以下	60	61																																																								
110 万円超	115 万円以下	70	71																																																								
115 万円超	120 万円以下	80	81																																																								
120 万円超	123 万円以下	90	91																																																								
107	個人番号	半角 12 文字		控除対象扶養親族等(2)の個人番号（12 桁の数字）を記録する。																																																							
108	控除対象扶養親族等(3)	フリガナ 全角 30 文字以内		控除対象扶養親族等(3)の氏名のフリガナを記録する。																																																							
109		氏名 全角 30 文字以内		控除対象扶養親族等(3)の氏名を記録する。																																																							

項目番	項目名	入力文字基準		記録要領																																																							
110	区分	半角 2 文字		<p>控除対象扶養親族等(3)が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>控除対象扶養親族の分類</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者</td> <td>00</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上</td> <td>01</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者</td> <td>02</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者</td> <td>03</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者</td> <td>04</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、控除対象扶養親族等(3)が特定親族（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象親族で合計所得金額又はその見積額が 58 万円超 100 万円以下の者）の場合は、各人別の合計所得金額又はその見積額に応じて下表のとおり区分を記録する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額又はその見積額</th> <th>区分 (特定親族が居住者)</th> <th>区分 (特定親族が非居住者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58 万円超</td> <td>85 万円以下</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>85 万円超</td> <td>90 万円以下</td> <td>20</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>90 万円超</td> <td>95 万円以下</td> <td>30</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>95 万円超</td> <td>100 万円以下</td> <td>40</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>100 万円超</td> <td>105 万円以下</td> <td>50</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>105 万円超</td> <td>110 万円以下</td> <td>60</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>110 万円超</td> <td>115 万円以下</td> <td>70</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>115 万円超</td> <td>120 万円以下</td> <td>80</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>120 万円超</td> <td>123 万円以下</td> <td>90</td> <td>91</td> </tr> </tbody> </table>	控除対象扶養親族の分類	区分	居住者	00	非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上	01	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	02	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者	03	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者	04	合計所得金額又はその見積額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	58 万円超	85 万円以下	10	11	85 万円超	90 万円以下	20	21	90 万円超	95 万円以下	30	31	95 万円超	100 万円以下	40	41	100 万円超	105 万円以下	50	51	105 万円超	110 万円以下	60	61	110 万円超	115 万円以下	70	71	115 万円超	120 万円以下	80	81	120 万円超	123 万円以下	90	91				
控除対象扶養親族の分類	区分																																																										
居住者	00																																																										
非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上	01																																																										
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	02																																																										
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者	03																																																										
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者	04																																																										
合計所得金額又はその見積額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)																																																									
58 万円超	85 万円以下	10	11																																																								
85 万円超	90 万円以下	20	21																																																								
90 万円超	95 万円以下	30	31																																																								
95 万円超	100 万円以下	40	41																																																								
100 万円超	105 万円以下	50	51																																																								
105 万円超	110 万円以下	60	61																																																								
110 万円超	115 万円以下	70	71																																																								
115 万円超	120 万円以下	80	81																																																								
120 万円超	123 万円以下	90	91																																																								
111	個人番号	半角 12 文字		控除対象扶養親族等(3)の個人番号（12 衞の数字）を記録する。																																																							
112	控除対象扶養親族等(4)	フリガナ 全角 30 文字以内		控除対象扶養親族等(4)の氏名のフリガナを記録する。																																																							
113		氏名 全角 30 文字以内		控除対象扶養親族等(4)の氏名を記録する。																																																							

項目番	項目名	入力文字基準		記録要領																																																							
114	区分	半角 2 文字		<p>控除対象扶養親族等(4)が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>控除対象扶養親族の分類</th><th>区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者</td><td>00</td></tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上</td><td>01</td></tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者</td><td>02</td></tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者</td><td>03</td></tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者</td><td>04</td></tr> </tbody> </table> <p>また、控除対象扶養親族等(4)が特定親族（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象親族で合計所得金額又はその見積額が 58 万円超 100 万円以下の者）の場合は、各人別の合計所得金額又はその見積額に応じて下表のとおり区分を記録する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額又はその見積額</th><th>区分 (特定親族が居住者)</th><th>区分 (特定親族が非居住者)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58 万円超</td><td>85 万円以下</td><td>10</td><td>11</td></tr> <tr> <td>85 万円超</td><td>90 万円以下</td><td>20</td><td>21</td></tr> <tr> <td>90 万円超</td><td>95 万円以下</td><td>30</td><td>31</td></tr> <tr> <td>95 万円超</td><td>100 万円以下</td><td>40</td><td>41</td></tr> <tr> <td>100 万円超</td><td>105 万円以下</td><td>50</td><td>51</td></tr> <tr> <td>105 万円超</td><td>110 万円以下</td><td>60</td><td>61</td></tr> <tr> <td>110 万円超</td><td>115 万円以下</td><td>70</td><td>71</td></tr> <tr> <td>115 万円超</td><td>120 万円以下</td><td>80</td><td>81</td></tr> <tr> <td>120 万円超</td><td>123 万円以下</td><td>90</td><td>91</td></tr> </tbody> </table>	控除対象扶養親族の分類	区分	居住者	00	非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上	01	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	02	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者	03	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者	04	合計所得金額又はその見積額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	58 万円超	85 万円以下	10	11	85 万円超	90 万円以下	20	21	90 万円超	95 万円以下	30	31	95 万円超	100 万円以下	40	41	100 万円超	105 万円以下	50	51	105 万円超	110 万円以下	60	61	110 万円超	115 万円以下	70	71	115 万円超	120 万円以下	80	81	120 万円超	123 万円以下	90	91				
控除対象扶養親族の分類	区分																																																										
居住者	00																																																										
非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上	01																																																										
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	02																																																										
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者	03																																																										
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者	04																																																										
合計所得金額又はその見積額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)																																																									
58 万円超	85 万円以下	10	11																																																								
85 万円超	90 万円以下	20	21																																																								
90 万円超	95 万円以下	30	31																																																								
95 万円超	100 万円以下	40	41																																																								
100 万円超	105 万円以下	50	51																																																								
105 万円超	110 万円以下	60	61																																																								
110 万円超	115 万円以下	70	71																																																								
115 万円超	120 万円以下	80	81																																																								
120 万円超	123 万円以下	90	91																																																								
115	個人番号	半角 12 文字		控除対象扶養親族等(4)の個人番号（12 衞の数字を記録する。																																																							
116	16 歳未満の扶養親族(1)	フリガナ 全角 30 文字以内		16 歳未満の扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。																																																							
117		氏名 全角 30 文字以内		16 歳未満の扶養親族(1)の氏名を記録する。																																																							
118		区分 半角 2 文字		16 歳未満の扶養親族(1)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。																																																							
119		個人番号 半角 12 文字		16 歳未満の扶養親族(1)の個人番号（12 衞の数字）を記録する。																																																							

項目番	項目名	入力文字基準		記録要領
120	16歳未満の扶養親族(2)	フリガナ	全角 30文字以内	16歳未満の扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。
121		氏名	全角 30文字以内	16歳未満の扶養親族(2)の氏名を記録する。
122		区分	半角 2文字	16歳未満の扶養親族(2)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記する。
123		個人番号	半角 12文字	16歳未満の扶養親族(2)の個人番号(12桁の数字)を記録する。
124	16歳未満の扶養親族(3)	フリガナ	全角 30文字以内	16歳未満の扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。
125		氏名	全角 30文字以内	16歳未満の扶養親族(3)の氏名を記録する。
126		区分	半角 2文字	16歳未満の扶養親族(3)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
127		個人番号	半角 12文字	16歳未満の扶養親族(3)の個人番号(12桁の数字)を記録する。
128	16歳未満の扶養親族(4)	フリガナ	全角 30文字以内	16歳未満の扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。
129		氏名	全角 30文字以内	16歳未満の扶養親族(4)の氏名を記録する。
130		区分	半角 2文字	16歳未満の扶養親族(4)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
131		個人番号	半角 12文字	16歳未満の扶養親族(4)の個人番号(12桁の数字)を記録する。
132	5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号	全角	100文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
133	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号	全角	100文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
134	普通徴収	半角	1文字	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
135	青色専従者	半角	1文字	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
136	条約免除	半角	1文字	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
137	支払を受ける者のフリガナ	半角	60文字以内	支払を受ける者の氏名のフリガナを記録する。
138	受給者番号	半角	25文字以内	支払者(特別徴収義務者)において受給者に付設した番号を記録する。
139	提出先市町村コード	半角	6文字	該当の全国地方公共団体コードを記録する。
140	指定番号	半角	12文字以内	提出先市町村の指定した番号を記録する。なお、新たに市町村に給与支払報告書を提出したこととなった等により前年度の指定番号がない場合には、記録を省略する。
141	基礎控除の額	半角	10文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。

項目番	項目名	入力文字基準		記録要領
142	所得金額調整控除額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
143	ひとり親	半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
144	控除対象扶養親族等の数	主	半角 2 文字以内	特定親族（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象親族で合計所得金額又はその見積額が 58 万円超 100 万円以下の者）の数を主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書面の記載要領に準じて記録する。
145		特親	従 半角 2 文字以内	
146	特定親族特別控除の額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。

2 各項目の記録に当たっての留意事項

(1) 各項目共通

- ① 半角文字の「, (カンマ)」は、各項目の区切り以外には使用しない。

<例> 法定資料の項目…… × 1,200,000
 1200000

- ② 記録すべき事項がない項目については記録を省略して区切りを表す「, (カンマ)」を記録する（CSV 形式では必ず「, (カンマ)」で各項目が区切られていなければならない。）

<例> 半角の項目が記録不要の場合…… 前の項目,,後の項目

(2) 住所、居所又は所在地

- ① 都道府県名から順次記録する。

ただし、都道府県名については省略しても差し支えない。

<例> 東京都中央区銀座 1-1-1
 中央区銀座 1-1-1
 大阪市中央区大手前 2-2-2
 × 中央区大手前 2-2-2 ⇒ 大阪市中央区大手前 2-2-2
 (注) 政令指定都市については、市名を省略しない。

- ② 正式な町名にカナが含まれている場合を除き、漢字で記録する。

<例> × 名古屋市港区アキハ 1-1-1 ⇒ 名古屋市港区秋葉 1-1-1
 × 名古屋市港区あきは 1-1-1 ⇒ 名古屋市港区秋葉 1-1-1
 名古屋市港区いろは町 2-2-2

- ③ ~県、~市、~村等の「県」「市」「村」等の文字については省略しない。また、句読点等によって代替しない。

<例> 神奈川 横浜 港北 新横浜 1-1-1
 神奈川、横浜、港北、新横浜、1-1-1
 神奈川県横浜市港北区新横浜1-1-1

- ④ 都道府県、市町村、字等の区切りは不要であるが、全角スペース1文字分の区切りがあつても差し支えない。

<例> 神奈川県横浜市港北区新横浜1-1-1
 神奈川県□横浜市□港北区□新横浜□1-1-1
 神奈川県、横浜市、港北区、新横浜、1-1-1
 神奈川県□□横浜市□□港北区□□新横浜□□1-1-1
(注) 「□」は、スペース1文字分を表す。

- ⑤ 住所の記載に当たって、「丁目」「番地」「号」等の文字の代わりに記号を使用する場合は、「-」「~」「・」(全角)を使用することができるが、それ以外の記号は使用しない。

<例> 千代田区丸の内1-1-1
 千代田区丸の内1~1~1
 千代田区丸の内1, 1, 1

- ⑥ 様方や気付は、この項目に記録し、氏名又は名称の項目には記録しない。

- ⑦ 郵便番号は記録しない。

(3) 氏名又は名称

- ① 個人の姓と名の区切りには、全角スペース1文字分を記録する。
ただし、区切りがない場合は、そのままでも差し支えない。
- ② 個人の肩書等は記録しない。

<例> 税理士 総務 太郎 ⇒ 総務 太郎

- ③ 法人の代表者名等は記録しない。

<例> 総務産業株式会社 代表取締役 総務 太郎 ⇒ 総務産業株式会社

- ④ 法人の組織名には必ずカッコ(全角)を付す。

<例> <input type="radio"/> 総務産業(株)	<input type="radio"/> (株) 総務産業
<input type="radio"/> 総務産業(株)	<input type="radio"/> 株) 総務産業
<input checked="" type="checkbox"/> 総務産業 株)	<input checked="" type="checkbox"/> (株) 総務産業
<input checked="" type="checkbox"/> 総務産業／株	<input checked="" type="checkbox"/> 株、総務産業

組織名	略称	
	漢字	カナ
株式会社	株、KK	カ、カブ
有限会社	有、UK	ユ、ユウ
合資会社	資	シ
合名会社	名	メ、メイ

組織名	略称	
	漢字	カナ
企業組合	企、企業	キ、キギョウ
組合連合会	組連	クミレン
財団法人	財	ザイ
社団法人	社	シャ

医療法人	医	イ
協同組合	協	キョウ
農業協同組合	農	ノウ
漁業協同組合	漁	ギョ

社会福祉法人	福	フク
宗教法人	宗	シュウ
学校法人	学	ガク

(4) 外字の取扱い

JIS 第1水準及び第2水準以外の漢字、カナ、記号等（以下「外字等」という。）及び半角文字は、次のとおり取扱う。

- ① 半角文字のカナ、英数字、記号、丸付き数字、カッコ付き漢字等は、JIS 第1水準及び第2水準の全角文字に変換する。
- ② 人名等に使用されている漢字等で、他の文字に変換できないものが含まれている場合には、原則として、その人名等をカナで記録する。
- ③ 外字がいわゆる異字体又は旧字体の場合で、それらを統一文字又は新字体に変換できるものは、それぞれの文字に変換する。

<例>	「徳田」	⇒	「徳田」	「齋藤」	⇒	「斎藤」
-----	------	---	------	------	---	------

3 光ディスク及び磁気ディスクの提出に当たっての留意事項

(1) 光ディスク及び磁気ディスクは、正本のみ提出する（副本の提出は不要）。

(2) 提出する媒体には、次の事項を明示する。

① 光ディスク

光ディスクにより提出する場合には、レーベル面に次の記載事項を油性のフェルトペン等で記載する。

※ 筆先の硬い筆記用具は使用しない。

② 磁気ディスク

磁気ディスクにより提出する場合には、適宜のラベルに次の記載事項を記載の上、貼付する。

【記載事項】

- | | | | |
|---------------|----------|-----------|----------------|
| (ア) 提出先市町村名 | (イ) 提出者名 | (ウ) 提出者住所 | (エ) 個人番号又は法人番号 |
| (オ) 指定番号 | (カ) 提出件数 | (キ) 提出年月日 | (ケ) 正本・副本の区別 |
| (ケ) 総枚数及び一連番号 | | | |

(3) 提出された光ディスク及び磁気ディスクは返却しない。

(4) 提出の際には、ファイルがコンピュータ・ウイルスに感染していないことを十分に確認する。